

わたSHIGA輝く国スポ  
野洲市売店設置要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の競技開始日から終了日までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、市実行委員会は、出店状況を勘案し、実情に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は市実行委員会が決定する。出店規模は、1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、市実行委員会は、出店状況を勘案し、実情に応じてこれを変更できるものとする。

6 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、売店の出店者（以下「出店者」とする。）が希望する場合、市実行委員会が準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。ただし、市実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。なお、市実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間） 1張
- (2) 長机 6台以内
- (3) 椅子 4脚以内

## 7 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）、売店出店誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、市実行委員会に提出しなければならない。

## 8 取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

### (1) スポーツ用品

### (2) 国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「チャッフィー」及び「チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

### (3) 郷土物産品

野洲市又は滋賀県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工物、水産加工物、菓子等の土産品については、この中に含むものとする。

### (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

#### ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

#### イ 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

### (5) 宅配便

### (6) その他市実行委員会が特に必要と認めたもの

## 9 出店条件

出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件をいずれも満たす者とする。

### (1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 原則として野洲市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者

イ 競技団体等の推薦があり、市実行委員会が認めた者

ウ 平成30年度以降に開催された国民体育大会・国民スポーツ大会又は第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他市実行委員会が認めた者

### (2) 次の条件のいずれも満たす者

ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守すること。

イ 法令等により許可を必要とする営業については、当該許可を受けていること。

- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、赤痢菌、サルモネラ属菌を含む検便検査を出店1月以内に実施できること。
- カ 申請書提出時点において、市税（野洲市が賦課徴収するものに限る。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ク 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

## 10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置及び撤去等に要する経費の一部として、市実行委員会が別に定める出店料を負担する。
- (3) 前号の規定に関わらず、市実行委員会が特に認めた場合は、出店料を免除することができる。
- (4) 前号の規定に基づき、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、市実行委員会は承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行するものとする。
- (5) 出店を許可された者は、出店料を市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。
- (6) 既納の出店料は、返金しない。ただし、市実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

## 11 出店者の選定

市実行委員会は、7に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者

なお、市実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

## 12 出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

## 13 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、必要に応じて市実行委員会の指示に従うものとする。

### (1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

エ 廃棄物収納容器は、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

### (2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

## 14 保健所への手続き

食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けなければならない。また、売店許可決定通知書（様式第5号）を受け取ったときは、速やかに保健所の收受印が押された許可申請書の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

## 15 売店監督員

市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、本要項に基づき、売店の設置運営に関する事項について監督する。

## 16 売店責任者

(1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 17 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売、試飲及び試食を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供を行わず、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 許可された品目以外の物品等を取り扱うこと。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、市実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 18 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等を搬入搬出する車両には、市実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。  
なお、搬入車両は、原則として1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、市実行委員会が別途交付するADカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には、出店者、従事者又はその代理者が必ず出席すること。
- (13) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

(14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

#### 19 管理運営

売店における販売品等及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

#### 20 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

#### 21 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

(1) 関係法令及び本要項に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) 前3号で掲げるもののほか、市実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

#### 22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

#### 23 損害賠償

出店者及びその従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

#### 24 補填及び補償

(1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。

- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

## 25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店についても、この要項を準用する。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市実行委員会 会長

申請者住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名  
及び氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

### 売店出店申請書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、野洲市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、わたSHIGA輝く国スポ野洲市売店設置運営要項第7の規定に基づき申請します。

#### 記

- 1 出店希望会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_ )  
2 出店希望形態 テント ( \_\_\_\_\_ 張) ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )  
3 添付書類

- (1) 売店出店概要書 (様式第2号)  
売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書 (様式第3号)  
売店出店誓約書兼承諾書 (様式第4号)
- (2) 売店責任者及び従事者の本人確認書類  
(運転免許証、パスポートの写しなど公的機関が発行したもので、顔写真のあるもの。)
- (3) 営業に関する保健所の営業許可書の写し ※飲食物を販売する場合に限る
- (4) 野洲市税の納税 (完納) 証明書 ※写し可  
(申請日以前3ヶ月以内の日付のもので、課税されている全税目「市民税、固定資産税等」が記載されているもの)
- (5) 消費税及び地方消費税、法人税 (個人の場合は所得税) に未納の税額がないことの証明書 (納税証明書その3の3 (個人の場合は納税証明書その3の2)) ※写し可

当該出店申請書は、出店を希望する会場ごとに提出してください。

申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類 (4) 及び (5) は各1通のみで構いません。



(様式第2号)

### 売店出店概要書

※会場ごとに記入してください。

ふりがな 商号又は名称				
ふりがな 代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	年	月	日	
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【E-Mail】		
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品目 <small>(該当品目を○で囲んでください。)</small>	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品・飲食物・宅配便 ・その他 ( )			
国スポ等出店実績 <small>※実績がある場合は、証明書等の写しを添付してください。</small>	有 ( ) ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類 <small>※許可証等の写しを添付してください。</small>	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品価格等一覧				
NO	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

(様式第3号)

### 売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

#### 1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※売店責任者及び従事者にはふりがなを記入してください。

※売店責任者及び従事者の本人確認書類（免許証、パスポートの写しなどの公的機関が発行したもの）を添付してください。

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

#### 2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台です。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、備考に「C」と記載し、車両サイズを記入してください。

#### 3 設営持込備品一覧表（市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。（発電機、プロパンガス等）

(様式第4号)

年 月 日

(あて先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市実行委員会 会長

住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名 \_\_\_\_\_

及び氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 売店出店誓約書兼承諾書

「わたSHIGA輝く国スポ」野洲市競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 「わたSHIGA輝く国スポ野洲市売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 取扱品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間、食中毒等における行政処分を受けていません。
- 3 出店に際して、出店位置、出店時間等の運営方法について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会に異議を申し立てません。
- 4 虚偽の申請又は不当な手段により売店出店許可を受けたことが判明し、許可を取り消され、撤去命令を受けた場合において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会に異議を申し立てません。
- 5 破産手続き開始の決定を受けた法人又は精算法人ではないこと。
- 6 成年後見人、被保佐人又は破産者ではないこと。
- 7 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に既定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 8 法人又は個人で、その役員等のうちに暴力団員のある者又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているものではないこと。
- 9 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に既定する暴力団をいう。以下同じ。）を利用しているものではないこと。
- 10 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているものではないこと。
- 11 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものではないこと。
- 12 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用しているものではないこと。
- 13 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻をしていないが事実婚を含む）ではないこと。
- 14 7から13までに掲げるものを従事者等として使用しているものではないこと。

(連絡担当者)

担当者所属： \_\_\_\_\_

担当者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

(様式第5号)

国障野委第 号  
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市実行委員会 会長

### 売店許可決定通知書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、野洲市実行委員会が運営する大会競技会場内の売店の出店について、下記の内容で決定しましたので通知します。

つきましては、下記の指定振込口座へ、\_\_\_\_年 月 日( )までに出店料の支払いをお願いします。

また、わたSHIGA輝く国スポ野洲市売店設置運営要項第15項に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については、\_\_\_\_年 月 日( )までに保健所の受付印が押された許可申請書の写しの提出をお願いします。

#### 記

- 1 出店会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)
- 2 出店形態 テント( \_\_\_\_\_ 張) ・ その他( \_\_\_\_\_ )
- 3 出店料 \_\_\_\_\_ 円
- 4 指定振込口座

※振込手数料については、出店者負担となりますのでご了承ください。

(様式第6号)

国障野委 第 号  
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市実行委員会 会長

### 売店出店許可証

年 月 日付で申請があったわたSHIGA輝く国スポにおける野洲市実行委員会  
が運営する競技会場内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職名及び氏名	
所在地	
出店許可会場	(競技名: )
出店許可期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )
出店許可ブース数	
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営にあたっては、わたSHIGA輝く国スポ野洲市 売店設置運営要項、関係法令等を遵守すること。

(様式第7号)

年 月 日

(あて先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市実行委員会 会長

住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名  
及び氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 売店出店料免除申請書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、わたSHIGA輝く国スポ野洲市売店設置運営要項第11第4号の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労支援施設等
<input type="checkbox"/>	公共的目的をもって出店する国又は地方公共団体
<input type="checkbox"/>	その他野洲市実行委員会において特に認めるもの

(連絡担当者)

担当者所属: \_\_\_\_\_

担当者氏名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

(様式第8号)

国障野委 第 号  
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市実行委員会 会長

### 売店出店料免除決定通知書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、野洲市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象出店会場 \_\_\_\_\_ ( 競技名 : \_\_\_\_\_ )
- 2 免除理由